

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和
二年八月三日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の見出し中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同条第一項第一号中「令和二年三月三十一日まで」を「令和三年三月三十一日まで」に改め、同項第一号から第四号の規定中「令和一年三月三十一日まで」を「令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十年度相当分及び令和元年度相当分」を「平成三十年度相当分、令和元年度相当分及び令和二年度相当分」に改め、同項第三項中「平成三十年」を「令和元年」に改め、「世帯」の下に「（以下「令和元年上位所得層」という。）」を加え、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域及び旧帰還困難区域の一部で、令和元年度に指定が解除された区域に居住していた令和元年上位所得層の者については、令和二年四月分から同年九月分までの月割算定額に相当する保険料額をその対象とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。